

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 1 号
2 0 1 8 年 3 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「年次有給休暇の発給」に関する申し入れ

大阪第二運輸所で2018年3月分の勤務指定において、社員が年休の時季指定をしていないのに勤務指定が「年休」となっている事態が発生している。

この事態について、下記のとおり申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 社員が年休の時季を指定していない日を、会社が勝手に年休として勤務指定したことについて、会社の見解を明らかにすること。
2. 社員が時季指定してない日に、会社が勝手に年休を発給することは、労働基準法、就業規則に違反するものである。会社は速やかに訂正し、当該社員に謝罪すること。
3. 会社は、当該社員に具体的な対処方法の希望を聞き対処すること。
4. 今回、会社が勝手に年休を発給した社員は何名いるのか、職場毎の人数を明らかにすること。
5. 今後、年休に関する取扱いは厳正に行うこと。

以上